

令和8年度県立3病院医療機器等調達支援業務委託仕様書

1 業務の目的

県立宮崎病院、県立延岡病院及び県立日南病院（以下「3病院」という。）の医療機器等について、令和5年度に策定した中長期更新計画を踏まえ、必要性・緊急性の高い医療機器を把握し、真に必要な機器を効率的に購入・更新するための支援を行う。また、スケールメリットをいかした3病院共同調達や保有機器の保守契約内容の見直しなどの取組により徹底した支出抑制を図ることを目的とする。

2 業務の名称

令和8年度県立3病院医療機器等調達支援業務

3 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

4 委託業務の内容

(1) 医療機器及び部門システム調達支援業務

(1)-1 各部門や診療科とのヒアリングを行い、以下の業務を実施すること。

(1)-1-1 優先順位及び必要性の確認を実施すること。

(1)-1-2 調達機器の仕様、構成、グレード等の確認及び機器の導入・廃止に係る支援を実施すること。

(1)-1-3 同等対抗機種のプロポーザルを実施すること。

(1)-2 調達予定の医療機器について、以下の業務を実施すること。

(1)-2-1 見積もりの取得及び価格調査を実施すること。

(1)-2-2 納期の確認を実施すること。

(1)-2-3 予定価格案の作成を実施すること。

(1)-3 医療機器の3病院共同調達及び病院個別調達について、以下の業務を実施すること。

(1)-3-1 仕様書及び入札資料作成支援を実施すること。

(1)-3-2 入札における質疑等について回答案を作成すること。

(1)-3-3 入札結果における費用削減効果を算出すること。

(2) 医療機器及び部門システム予算適正化支援業務

医療機器等に係る予算の適正化について分析・助言等を行うこと（経営管理課主導で見直しを行うため、その後方支援を行う）。

(3) 医療機器及び部門システム更新支援業務

医療機器及び部門システムの中長期更新計画に直近の状況を反映（令和7年度新規購入分を反映）させること。

(4) 医療機器保守契約見直し支援業務

新規購入医療機器又は更新医療機器の保守契約内容の見直しを実施すること。また、医療機器保守契約等の見直しに係る費用削減効果を算出すること。

(5) その他

上記(1)から(4)以外で、経営管理課及び病院の医療機器及び部門システムに関連する問い合わせに対して助言等を行うこと。

5 成果品

本業務の成果品は次のとおりとする。提出する部数及び提出方法については、委託者と協議の上、決定する。

(1) 医療機器及び部門システム調達支援業務

- ・ヒアリング議事録
- ・医療機器マスターリスト
- ・優先順位リスト
- ・取得した見積書
- ・予定価格案

(2) 医療機器及び部門システム予算適正化支援業務

- ・議事録（病院局と協議等を行った際に随時作成）

(3) 医療機器及び部門システム更新支援業務

- ・令和8年度以降10年間の医療機器等更新計画（令和7年度購入の医療機器を加えたもの）
- ・医療機器等保有資産の適正化計画（令和7年度購入の医療機器を加えたもの）

(4) 医療機器保守契約見直し支援業務

- ・医療機器保守契約一覧及び見直しに関する資料
- ・保守費用削減効果を示す資料

6 業務の処理

(1) 法令等の遵守

受託者は、本業務を推進するに当たっては、関係する法令及び本仕様書を遵守するとともに、適正な人員を配置し、委託者の意図及び目的を十分に理解した上で、正確に行わなければならない。

(2) 打合せ

受託者は、事前に委託者と打合せを行い、業務を円滑に遂行するものとする。なお、受託者は、打合せ事項について後日確認ができるよう、協議内容、決定事項、立会人等を記録した記録簿を備えるものとし、委託者の指示により提出しなければならない。

(3) 業務上の指示

受託者は、委託者と連絡を密にし、委託者の指示に従わなければならない。

(4) 業務上の報告

受託者は、委託者の求めがあった場合は、業務の進捗状況に応じ、報告を行わなければならない。

(5) 疑義

受託者は本業務の遂行に当たり、疑義を生じた場合は、速やかに委託者と協議し、委託者の指示を受けなければならない。

7 その他

- (1) 本業務の遂行に当たり知り得た情報は、委託者の許可なく他に漏らしてはならない（契約終了後においても同様とする）。
- (2) 本業務に必要な資料については、担当職員と調整した上で収集するものとする。なお、受託者は、収集した資料を毀損又は滅失しないよう丁寧に扱い、本業務の履行期限までに返却しなければならない。
- (3) 受託者は、本業務の完了後といえども、成果品に瑕疵が発見された場合には、速やかに、委託者の指示に基づき、成果品の訂正を行わなければならない。
- (4) 成果品の著作権は、宮崎県病院局に帰属する。成果品の第三者への提供や内容の転載については、宮崎県病院局の承諾を必要とする。受託者は、委託者と連絡を密にし、委託者の指示に従わなければならない。